



消費生活 トラブル情報

不用品買取のはずだったのに… 訪問購入のトラブル増加中！



【相談事例】

業者から「不用品を買い取る」
と電話があり訪問を承諾した。
しかし、実際に訪問してくると
しつこく「貴金属はないか」と
聞かれ売るつもりのない貴金属
を強引に買い取られてしまった。

【解説】

購入業者が消費者の自宅に訪問
し、貴金属などを強引に買い取
る手口です。

訪問購入は法律でルールが定め
られていますが、なかにはルー
ルを守らない業者もいます。

対応アドバイス

- ✓ 購入業者の飛び込み勧誘は禁
止されているので、禁止行為を
行う業者は家に入れないように
しよう
- ✓ 居座りや脅迫といった禁止行
為を防ぐために、業者の訪問に
は家族などと一緒に対応しよう
- ✓ 売却する場合は、物品の売却
価格や種類、特徴、事業者の情
報など契約内容が具体的に記載
された契約書面を受け取ろう
- ✓ 訪問購入は一定の期間内であ
ればクーリング・オフできると
覚えておこう

参考：国民生活センター『不要なお皿買い取りのはずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！—訪問購入のトラブルが増えています—』

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)
音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

▶ お住いの地域の相談窓口
または
山口県消費生活センター等

お知らせ

「消費者啓発の標語」の 受賞作品をご紹介します

最優秀賞



抱えるな 身内に相談 勇気持て



野田学園中学校 荒瀬 蓮珠さん

「トラブルに遭って恥ずかしい」「騙された自分が悪い」などと
考え、誰にも相談しないという方がいらっしゃいます。トラブル
の話をするのは勇気があると思いますが、解決のためにはできる
だけ早く周囲に相談することが大切です。

優秀賞

「大丈夫」謎の自信が命とり



山口県立山口高等学校 大榎 真央さん

佳作

「今だけよ、あなただけよ」に気を付けて、
冷静失う悪のささやき



宇部市 沖永 靖行さん

今年度は、11歳から87歳までの幅広い世代の方から、全部門
あわせて過去最多1,920作品もの応募がありました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

※今回ご紹介しているのは、高齢消費者被害防止啓発部門の受賞作品です。
他の受賞作品については、県消費生活センターHPでご紹介しています。

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999 (相談) /083-924-2421 (消費者教育) FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は
事前にご連絡ください